東郷村報
第120号
昭和36年10月5日
発行所
宮崎県東旧杵郡
東郷村役場

九月定例議会報告書

九月定例議会は、九月二十九日午前十時村議会議場に招集され、会期一日間で次の事件について審議の結果いずれも原案の通り可決確定されました。

○議案第五十二号　東郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本条例中第五条は貧困のため村民税を免除されている者及び、その者の世帯に属する者は、被保険者としない旨、規定されていたがこれを削除する議案で原案の通り議決された。

これによつて、貧困のため（生活保護法適用者を除く）国民健康保険の被保険者を除外されることになつていた者（現在本村には該当者なし）については、昭和三十六年度から適用されないこととなつた。

○議案第五十三号　東郷村教育委員会を組織する委員の定数に関する条例を廃止する条例の制定について

教育委員会委員の定数は村条例の定めるところにより現在三人であるが、これを五人とするため現条例を廃止する議案で、審議の結果原案の通り議決された。

なお地方教育行政法の規定により現条例を廃止することにより必然的に委員定数は五人となつた。

○議案第五十四号　教育委員の任命について

前議案の議決によつて、教育委員会委員の定数が二名増加したため次の者を教育委員として任命することの議案で審議の結果原案の通り議決された

東郷村大字山陰乙一、八八四番地のィ号
新名　義（福瀬）
東郷村大字下三ケ一、七七〇番地
森田　信房（越表）

○請願陳情

1 越表区長外提出の「消防器新築に伴う村費補助方について」

2 庭田開拓農協長提出の「道路補修工事に伴う村費補助方について」

以上いずれも採択決定した。

○以上付議事件の審議が終了し、引続いて村政一般について質問が行われたのでその状況を簡単にお知らせします。

○一般質問

日高郡司君　第一に基礎学力の向上について伺いたい本年度の学校教育努力点の中にこのことが掲げられ又これと最も関係のある学校行事の合理化と完全授業の徹底についても掲げられていたが、本年度小学校は新教育課程の実践の年であり中学校はその移行措置の年である。このような時に当り、如何にしてその徹底を期しているか承わりたい。

なお最近問題になつている文部省の一斉学力テストは教育計画の一部を変更して実施されるのか、又変更して実施した場合完全授業に支障ないか伺いたい。次に村婦協は本年度も新正月一本化運動を本年度の努力事項に掲げているが、具体的にどのような運動を行うか又このことは数年に亘つて運動が続けられているが、どの様な理由によつて実現できないか、村内に一本化された部落があれば承わりたい。次に、土木事業の高能率化を図り更に最近の農村労働力減少に対応するため、村にブルトーザーを購入し農村、林道の開さくは勿論、災害復旧、開墾事業等高能率化を図る考えはないか伺いたい。

教育長　小、中学校の授業時数は国は年間三十五週として、小学校一年は年間八一六時間、二年は八七五時間、四年は九四五時間、四年は一、〇一五時間のようにきめていますが本村の各学校は大体三十八週程度で授業時数を予定しているので色々な行事のため授業がさかれても文部省の示している授業時数は確保するように努力している。

次に文部省の行う一斉テストであるが文部省は

(1) 教科課程、学習指導の改善

(2) 各学校の学力向上の到達度

(3) 教育の諸条件の整備

(4) 能力に応じた教育の機会均等の確保

等の資料を得る目的で実施するのであつて、日教組がこれは教育の国家統制をはかるものであるとの理由で反対していることは残念な事である。

去る九月二十六日に小学六年に国語、算数のテストがあつたが、本村内五校の小学校は希望で全校、このテストを実施しました。他町村でみられたようないざこざなく気持ちよいテストが行われたことは、本村の先生方の良識によるもので感謝申している。十月二十六日、中学校二年三年全員に国、数、理、社、英の五科目のテストが行われるが、私は先生方の良識を信頼しているので何等のトラブルなく実施出来ると確信をいたしている。然し宮教組からはしばしばオルグが村内各学校を訪問しているので最悪の場合も予想して万全の方途をたてることにしている。各位をはじめ父兄の御協力と御支援を切にお願いいたしたい。

新正月一本化運動は村新生活運動協議会で行つているが、この会の会長は村長である。本村ではこの新正月一本化は数年前より漸進主義をとつている次第であるこの運動の実際は公民館運動として展開し婦人団体青年団体を初めとして村内各種団体に呼びかけて行つている。一昨年は五〇%、昨年は六〇%、本年は七〇%程度は切替えられたように思われる。地域で申し上げると寺迫、福瀬、小野田等がほとんど切替えられ、越表地区が遅れていたが、本年南郷村が新正月に切替えられたので、これに隣接している関係上この後は漸次新正月に切替えられるものと考えている。

村長　土木事業の実施についてブルトーザーの必要性は感じているが、村の事業量その他からみて、それを完全に近い程度活用できるかどうか、又購入については村に購入するか、県の機械開発公団に百万円出資して村に常置させるか、又は村内業者所有のものを必要の都度借用するか、以上三つの方法があるが各種の資料を集めて善処すべく現在検討中である。将来本村の土木事業を高能率化させるためには機械力以外になく又農村人口の減少による労働力不足に対応する必要はあるが、多額の経費を投じそれに伴う諸経費の増加をみても、それだけの成果が期せられるならば、村に購入するか又は、公団に百万円を出資するような措置を講じ、善処したいと考えている。

松浦義十君　村有林の管理については、村長は常に努力されているところであるが、中には五～六年生のもので年一回の下払いもなされていないものがある。これは労働力の不足と、賃金に於て個人経営との格差がありこのような事態が起きたのではないか。幼令林の管理についてどのような考えをもつているか伺いたい

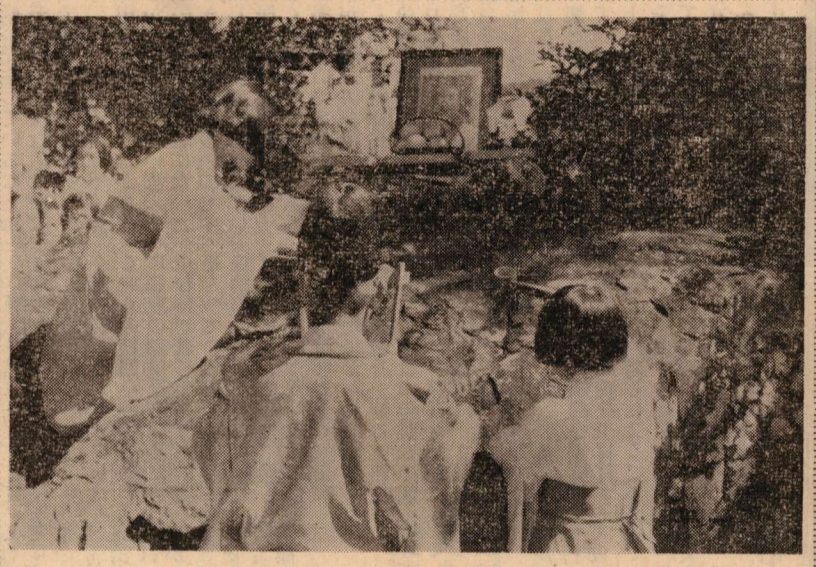

牧水祭
献酒風景

ふるさとの
尾鈴のやまの
かなしさよ
秋もかすみの
たなびきて
居り

村長　村有林の育成管理については、事業計画を樹て実施中である。杉の下払いは六年生まで年一回、七年以上は事情を勘案して隔年毎に実施している。労働力不足によつて人夫を求められなかつた事例はなく、村有林監視員の方々に感謝している。なお人夫賃については、平均三百八拾円で特定な地区に於て四百円支払つているが、幾分安いとも考えられるので来年度は善処したいと考えている。

御質問のような箇所については承知していないが、御質問の様な箇所があれば後刻御教示いただき早速実施したい。

黒木利男君　村長は三月定例会に於て村道橋梁等は全額村費負担の方向に進むと説明したが、三十七年度から多少でも村費負担を引上げるため、分担金条例を改正する考えはないか伺いたい。次に小中学校の施設整備について将来どのような計画があるか伺いたい。

村長　村道等の受益者負担については、小さい事業については部落の状況により負担できるが例えば、羽坂橋を永久橋に架替えるならば尠くとも、千五百万程度の事業費を要するものと考えられるので現在のような方法をもつて受益者負担をとるならば倒底負担することは困難である。従つて村は財政的な検討をなし、村が当然負担しなければならない村道等については近い将来はつきり申し上げると三十七年度頃から地元負担を要しないよう善処すべく現在資料を集め検討中である。

次に小中学校の施設整備計画は、各位の御協力により年次計画を樹て老朽校舎の解消して来たが未だ東郷小学校、校舎の一部、越表小学校校舎の一部、福瀬小学校校舎の一部、寺迫小学校講堂が危険校舎として残され、更に坪谷中学校は特別教室がないため二教室程度増設の必要がある。これ等施設の整備は、財源の都合もあるので一挙に実施出来ないが、その他の施設整備も含めて年次計画を樹て学校教育に支障のないよう努力したい。

佐藤秀義君　村消防本部の要員は現在第一部及び第四部の部員中から数名が任命されているが、緊急事態に於て直ちに出動出来るかどうか疑問である。さきに八重原部落の火災に於て、消防車に本部主任だけ乗車し本部員が来なかつたため活動に支障があつたと聞いている。従つてこの機構について更に検討し、役場職員も本部員に入れ構成する必要はないか伺いたい。

村長　消防本部は主任一名係員七名であるが主任不在中は役場職員中運転免許所持者に運転を命じている役場職員を本部員とすることは夜間の場合支障があり又現在の方法でも常勤でないため直ちに本部員が出動することは困難であるので更に十分な検討を加え万全を期したい。なお八重原部落の火災に於ては現場からの連絡が既に鎮火したとの報告であつたため、消防主任は現場調査のため出張させた次第である。

若藤稔君　戦後学制の改革による新設中学校の建設と老朽校舎の解消等相当の村費が支出され、毎年村有財産（立木）の処分は壱千万円以上が売却されている実情である。現在に於ては直営林は殆んど伐採され、官行造林地に手をつけている状況にあるが、村長は、ここに於て長期の財政計画を樹て、計画にのつとつて村行財政の運営に当る必要があるのではないか。これらの計画を樹立する考えはないか伺いたい。次に事務改善について伺いたい。このことは一朝にして実施することはむつかしく又、予算を伴う問題であるが、村長は先議会に於て計画をたて検討中であると説明したが、その後どの程度迄で進められているか伺いたい。

村長　村財政に誤りのないよう計画を樹て進む必要を痛感しているが、問題は変動の大きい現在の情勢下に於てその計画をたてててもその通り進められるかどうか大きな疑問をもつている村の財政は、税金、地方交付税、立木処分が主体であるが、これ等については或る程度の見透しはついても法律の改正等により、長期計画の策定は極めてむつかしいと考えている。然らばその様な計画が全く無いという訳ではない。立木処分にしても、五～六年後には計画伐採もできる状況であり税金、交付税等の財源をみて事業量の検討を加えている実情である。長期計画には問題があるので五年～十年程度の財政計画につき更に検討し善処したい。

次に事務改善計画については、村民福祉の向上と村民サービス向上のため漸次改善する考えで先般助役を先進町村に視察させ、庁内には事務改善委員会を設置し検討中である。改善の方法にはいろいろあるが事務所の構造、組織機構、職員配置等の問題もあるので職員全員一致して行う必要があり先進町村の視察を行い改善の方向にもつていきたいなおこの改善については役場職員だけでなく議員の一[illegible]入れて検討する必要があ[illegible]と考えているので、できるだけ早い期間に予算措置すべきものは措置しその方向にもつていきたい。

防犯　派出所だより

秋季交通安全運動について

来る十月十一日から二十日までの十日間全国一斉に秋季交通安全運動が行われることになつていますが、その主な事項は次のとおりであります。

この運動の目的とするところは、すべての国民が正しい交通のあり方を認識し、国民自らの手によつて交通秩序を確立しようとする気運を醸成することにより、交通の安全と円滑を実現しようとするものであります

主なる目標

一、歩行者の安全確保

(1) 右側通行の励行
(2) 正しい横断の励行
(3) 児童、生徒の通行の保護の徹底
(4) 街頭指導の強化
(5) 横断歩道の整備

二、正しい運転の励行

(1) 最高速度の遵守
(2) 進路を譲る義務の遵守
(3) 徐行および一時停止の義務の遵守
(4) 踏切における危険の防止
(5) 酒気をおび運転の防止
(6) 運転者に対する交通法規の普及
(7) 第十一回全国踏切安全運転の実施

三、雇用者等の義務観念の向上

(1) 運転者に安全運転を励行させるための指導監督の徹底
(2) 運転者に危険な運転を行わせないための措置の励行
(3) 雇用者に対する交通法規の普及
(4) 自動車を使用する事業所における労働時間、その他労働条件等に対する指導監督の徹底

四、交通環境の整備

(1) 違法駐車に対する取締りの強化
(2) 不法占用物件、違法工作物等の措置の徹底
(3) 道路の補修整備の促進
(4) 道路標識の整備

共済だより

去る七月二十九日下水流杉田三郎さんが飼つていた五才の乳牛（一日の乳量二十二立約一斗二升）時価十二万円が創傷性心嚢炎という病気で癈用になりました。

幸い高額の家畜共済に加入していましたがやはり乳牛には替えられないものがあるようです。やはり日頃の心がけが大切であります。

牛は非常に鉄分を好みますが針、釘、ピン、針金など食物と一緒にのみ込みこれが胃袋から心臓に突きささつて命をなくする病気で病気にかかつてからではどうすることも出来ないものですからこのような金属性のものを牛の近くに置かないことが大切です。

旧盆をすぎると朝夕涼しくなりますがこの頃になると毎年牛の流感が多く発生しますので牛の手入や運動は入念に行つて下さい。何の病気でも言えることですが早目の治療が大切ですから牛が少しでも変つたことがあればすぐ共済組合え連絡して獣医師の診断をうけるようにして下さい。

農業共済組合
寺原和正

農業委員会便り

農地相談その一

私は戦前から故郷を離れて勤務していますが故郷の家は人に貸して家の固定資産税の出る範囲で家賃をとつています。この家の前に小さな畑がありこれを小作契約せずに借家人に自由に使わしています。最近借家人から不在地主として買収になると云つてきましたがこんな畑でも買収になりますか。

「答」

農地法にいう農地であるかどうかは土地台帳や登記簿上の地目が田畑かどうかにあるのでなく、現況が農地かどうかによつて決められます。農地とは「耕作の目的に供された土地」をいうのですが、耕作とは土地に労力を加えて肥培管理を行い作物を栽培することであります。従つて、面積の多少にかかわらずこの事実状態があれば農地ということになります。もつともたまたま現在は一時的に耕作されているが、正常状態であれば耕作されない筈であると認められる土地、例えば都会の住宅敷地の焼け跡などを一時的にいわゆる家庭菜園とした場合などは農地法にいう農地には含まれない場合もあります。小作契約せずに借家人に自由に使わしているとありますが、この契約の内容がはつきりしませんが家を貸している契約と共に家賃の中に賃料を含めて貸しているのか、あるいは無料で貸しているのかわかりませんが、いづれにしても借家人に貸しているか、使用収益を認めているかと考えます。

戦前からこのような契約で使用収益を認めておれば小作地となり現在あなたはその土地のある村から離れて他県にお住いですから不在地主ということになり、小作地の所有は認められません。本村にもこういう不在地主の土地が数ケ所買収洩れになつておりますが、これも近く買収整理をする事になつております。

買収した土地は又買受希望する村内農家に売渡しが出来るしくみになつております。

その二

昔からの自作地の登記簿を閲覧したところ、この農地に今から二十七年前村外のAとの間に売買予約に基づく所有権の仮登記がされているままになつていることがわかりました。早速Aに抹消してくれるよう相談したところ、相手はそれに応じません。所有権の仮登記を抹消するにはどうしたらよいでしょう。

「答」

一般に売買の予約というものは、売主または買い主となる者が、もし他方が売買の成立を希望する場合には目的物を売つたりまたは買うということをあらかじめ約束することであります。民法では、こういう約束がある場合に一方が相手方に対して売買の成立を希望する旨の意思表示をすれば、相手方の承諾の意志表示をまたないで売買は成立するものときめられています。民法五五六条そしてこの権利を売買予約完結権といいます。これはその意思表示によつて売買関係を成立させる権利ですから一種の形成権でありますが学説および判例は債権と同視して十年の消滅時効にかかるとしています。（民法一六七条）したがつてご質問の場合には相手方が売買予約完結権を行使することができる時から時効は起算されその時から十年間この権利を行使していないようですから完結権は時効によつて消滅していると考えられます。このように時効によつて消滅した売買予約の仮登記を抹消するには登記上の所有者は仮登記名義人の承諾書またはこれに対抗できる裁判の謄本を添付して申請します。（不動産登記法一四四）

ご質問では相手方が抹消に応じないようですから、登記上の所有者は仮登記名義人を相手として訴訟を提起し勝訴した上でその判決の謄本を添付して仮登記の抹消を申請することになります。

全国的にたかまる 国民年金への関心

四月一日に発足した国民年金も既に六ケ月を経ました厚生省年金局が最近の発表によると本年七月末の保険料収納は目標額三七億七千万余円に対して実際の収納額は四二億五、一三四万円に達し収納率は一一四、五%の高率を示しています。収納率一三〇%以上という高い県は埼玉、富山、岐阜などの十四県になつていますが、このように予想以上に良好な原因は加入者が制度について理解を高めたことを物語るに充分なるものがあると思つています。

本村も七月末では約九四%の成績を示し県下でも上位にあることは村民の皆さんが、はつきり年金の内容を理解されたことと区長さん組合長さんの献身的な御協力の賜であると心から感謝しています。

然しまだ中には一回も納めていない人がいるようですが日常又は老後のことを思い今一度国民年金について考えて頂き度いと思います。

一、何故滞納すると大きな損失となるか

1　思いがけない災難で身体障害者になつたり一家の働き手である御主人やお父さんが亡くなつて母子家庭寡婦、遺児等になつた場合に年金が支給されない

2　厚生大臣の督促状が発せられると指定期日の翌日より百円に対し一日六銭の割合で財産差押への前日までの日数により計算した延滞金が徴収されます。

3　二年後には被保険者としての権利も失い老令になつても年金がもらえない

このように国民年金は国民の義務となつた以上滞納者に対する罰則的な措置は大変厳しいようですが、私達はこのような罰則より日本の自由主義経済のなかではどのように努力しても、又どのように一生懸命に働いても個人の力ではどうにもならないことが非常に多くなつて参りますので、国もこれらの社会経済状勢を予想して国の大きな力によつて世の荒波に弱い老令者や母子家庭等困つた人達を保護しようとして積極的にふみ切つたこの制度の恩恵より自分の義務を果さなかつたが為に外されるような人が一人でも村内にでるようなことがありましたら誠に残念であると思つています幸い本村にはまだそのような該当者はありませんが他町村には既に数件が夫の死亡（交通事故等）障害があつたのに年金がもらえない事例が発生していることから充分心せねばならないことであると思います。

二、困つている人は早く免除申請を国民年金はかけ金をかけた期間の長い程、事故の際とか老令者になつたときの年金額が多いのです然し中には家庭に病人がいて医療費の支出が家計に大きく影響している人もあり所得が低いため保険料の負担が困難な人達もいますのでこの人達は滞納せずに是非免除を申請して下さい。これは法律で認められた救済方法ですから免除基準に該当さえすれば最低乍ら年金がもらえないと言つた悲劇はなくなります。

印鑑と年金手帳を役場に持参すれば五分間で書類はでき上り翌年の三月まであなたや、あなたの家族は安心して暮せるのです。

自分で来れない人は組合長さんや事情のわかつた人に頼みなさい。

三、秋の収穫期に前納しましょう（一年以上）

保険料を前納する人は他町村に非常に多く東臼杵郡内でも百人から二百人の人が前納しています。本村では十一人の人が前納していますが、農家では毎月現金で納めるのも容易でないのでこの収穫期に一年以上の保険料を稔出して頂き前納されるようお奨め致します。

前納すると納期間に応じて割引きもありますので役場の方に照会して下さい。

四、年金発展の基礎づくりは組合長さんに

この制度が新しいことと保険料を負担しなければならないと言うことのため、多く人に疑問をもたれましたこれらの疑問を一掃し強力に制度の効果をあげるため止む得ず既に手一ぱいの務をもつている組合長さんに保険料の徴収を委ねなければなりませんでした。然も国にはこのような組織に対する予算がなく全く無報酬であつたにかかわらず、今回は目標額を上廻る実績を示したことは本年がこの制度発展の最も重要な時期に当つているだけに、立派な基礎を築いて頂いたものとして衷心より感謝申し上げます。

幸い国も納入組織を重要視し組織の育成費を予算化することが決定したようであり、明年度より幾分なりとも費用の支給ができるのではないかと存じますので今後共年金の発展のため御尽力下さるようお願いします。

としよりの日をむかえて

第十一回としよりの日をむかえて敬老会を催して戴き心よりうれしく思つて居ります。

会をひらいて下さいました方々又贈り物をしていただきました村長さん始め婦人会の方々へ心から御礼申上げます。私は八十三才になりましたが、としよりの日をむかえて其の機会を得ました事をこの上もない喜びとする者でございます。

世の中が移り変り私共の考えもしなかつたことが色々と出来合いました。

私はつくづく長生きをして良かつたと思う者でございます、私は健康に注意し更に更に長生きをしたいと希うものでございます。

皆様の御厚意を感謝申上げます。

羽坂　清水　松蔵

第三回村民排球大会についてのお知らせ

村民排球大会を左記により挙行いたしますのでふるつて御参加お願いいたします

記

一、期日　十一月三日（雨天の場合は五日）

二、場所　東郷小学校

三、出場選手資格

1 東郷村民であること

2 公務員（准を含む）学生、生徒、青年団員を除く

3 女子二十五才以下は既婚のものに限る

四、チーム編成

各公民館　男・女各一チーム

男子チーム

二六才～二九才　三名

三〇才～三九才　三名

四〇才以上　三名

女子チーム

二〇才～二九才　三名

三〇才～三九才　四名

四〇才以上　二名

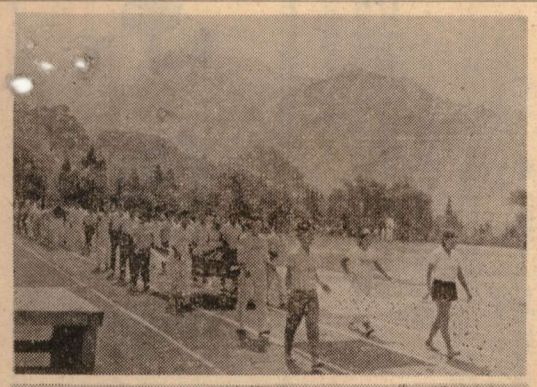

体育会風景

① 村青年団入場式
② 坪中倒立競技
③ 鶴野内公民館運動会
50才以上のスタート
岩切、工藤の両校長の姿もみえる
④ 婦人もまじつてパン食い競走

完納

村県民税第三期の納期は十月三十一日です

十一月は国民健康保険税の第三期です

文芸

牧水祭入選歌

天　迫野内　黒木喜久子

汗ばみて草刈る畦を吹きとほる風に稲穂のゆれつつ匂ふ

南郷　生田夜詩秋

息荒く木材引きてゆく牛の足跡深く地に残しつつ

地　高鍋　秋月種苞

かまつかの朱に燃えさがる秋あはれ牧水祭のめぐりきたりて

都農　黒木　実

台風は逸れ静かなる朝にして祭りを告げる花火がひびく

人　迫野内　黒木モトエ

湧水の引かるる音の細やかに迫田の畦を塗りて満うる

日向市　山本　信

金のことに思ひ及べば設計もつひに小さき家となりたり

迫野内　前田福美

差しせまる田植えの準備出来かねて心忙し雨の一日

都農　石川さとの

ようやくに十個を数ふる庭の栗又一つ落ちぬ風も無き朝

佳　坪谷　若林博信

雨の中刈稲集める人たちもたちまちにして車窓より去る

北郷村　甲斐葉末

盆踊り見むと抜けゆく黍畑葉影さらさら月に踊れる

美々津療養所　内山玉樹

夕やけに白く光りて南下する漁船ただしく距離とりて行く

川南国立療養所　進藤豊

カラ松の生ひ茂る山広し美幌峠ゆ屈斜路湖見ゆ

川南町　渡辺綱男

滝壷は荒ぶる神のひもろぎの渦まくしぶきに太祝詞あぐ

仲瀬　杉田与三郎

病む腰をいたわりにつつ杉の木に山鳩の声聞きて留守居す

前向きのナバ作りをしよう

去る七月十八日から五日間椎茸祭りを兼ねた全国椎茸品評会が東京で開催されました。

宮崎県からもたくさんの出品があつたのですが、昭和二十四年まで質、量、共に全国一であつたのが昭和二十五年には大分県に追越され、今回の品評会では、思ひもよらぬ静岡県に二位の座を追ひ落される結果となつたのです。個人の部でも二等入賞が一人だけというさびしさであつたといわれます。

このことは、本県の椎茸生産技術が低下したことではなく、ナバ作りが進歩性にとぼしい事を意味しているのであり大きな警鐘として卒直にこの現実を視つめねばならないと思ひます。新興県の技術は目ざましいテンポで進んでおり、特に、大消費地近県の生しいたけ攻勢が驚くべき速さで伸びて来た事を知らねばなりません。

昭和三十四年、六大都市中央卸市場に入荷した生しいたけの量は二十八年の二倍半、三十五年に至つては、東京市場の例によると、一月から四月までで三十四年と同じ量が入荷している有様です。原木の伐採量では全国一といわれながら生産量では大分県に遙かにおくれをとつているのが本県の姿です。

（次号へつづく）

点滴

◇緋にもえた「ひがん花」が色あせて秋雨にうたれている姿はもの淋しい。秋のあわれが身に迫つて来る。

◇然しこの秋を「天高く馬肥ゆるの候」と言つた。「燈火親しむ候」とも言つた。たしかに秋は稔りの季節である。

◇山の幸、里の幸、川の幸が食卓を賑わして味覚をそそるもこの季節である。

◇また秋は運動会の季節でもある。青年団の陸上競技大会、公民館の運動、小学校、中学校の体育会等々が行われる。

◇青年団の陸上競技大会は団活動の一環として行われ郡、県へもつながるので、常により高きものを、より強きものを、より速きものを、が要求される。

公民館は部落民の融和と慰安を兼ねたレクリエーションである。

小、中学校の体育会は学習として行われるのである。

◇だからその体育会のもつ目的や性格を見失うとんでもない方向に行つてしまう心すべきことである。

行く秋や杉の並木に日のもるる